

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日

私は、昭和41年3月にB社に入社し、一貫してC社グループに勤務し、平成20年\*月\*日に定年により同グループを退職したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

昭和47年4月にA社又はD社に勤務したことは事実であり、また、給与から厚生年金保険料を控除されていた認識があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社からの回答書、同社発行の在籍証明書及び健康保険組合が保管している被保険者台帳により、申立人は、C社の関連事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないと認めており、また、事業主が資格喪失日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の

保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで  
私の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、社会保険庁の記録では17万円となっているが、申立期間当時、私は社長の妻であり、経理事務も行っており、当時の記憶では給与は22万円だったと思う。給与明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主（申立人の元夫）は、「申立期間当時は、妻が同社の経理事務を1人で行っていた。」と説明し、申立人自身も「申立期間当時、職種・業務内容及び報酬額の同じ者はいなかった。」と説明している上、元事業主を含む同僚3人は、自分の給与と社会保険庁の記録には相違がない旨証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間後にA社の厚生年金保険被保険者となっている事務担当者の標準報酬月額は、15万円と記録されていることが確認できることから、申立人の申立期間における標準報酬月額が同じ職種の事務担当者と比べて低額であるという事情は見当たらない。

さらに、元事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人のA社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 15 日から 61 年 2 月 1 日まで

申立期間については、A社に勤務しており、同じ職種の同僚3人には厚生年金保険被保険者の記録があるのに、私だけ記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間の一部について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立人に係る申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務の状況については不明である。」としており、同社において同じ職種であった同僚として申立人が名前を挙げた2人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間及び厚生年金保険被保険者であったかどうかについてはわからない。」と証言している。

また、B市の国民健康保険の加入履歴により、申立人は、申立期間を含む昭和55年2月1日から61年3月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、59年4月から61年2月までの期間に係る国民年金保険料の免除を申請しており、その後、保険料を申立期間内の60年11月から順次追納していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金の被保険者であることを認識していたものと判断せざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。